平成２５年（フ）第２７５号
長崎県長崎市小峰町４番３―1101号
債務者　中村シゲカ
1　決定年月日時　平成26年１月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第５号
熊本市中央区黒髪２丁目36番37号　高田アパート、前住所熊本市西区池田２丁目41番２号　カーサデルソル215号
債務者　佐藤　光春
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３４号
北海道沙流郡日高町富川北６丁目８番24号
債務者　山本　克幸
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２５年（フ）第７９３号
仙台市宮城野区東十番丁65番地　チサンマンション榴ケ岡1203
債務者　大友　照子
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第８０２号
仙台市若林区六丁の目中町１番57―205号
債務者　早坂　佳学
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第８号
仙台市太白区長町１丁目１番10―407号
債務者　佐藤　文俊
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５９号
秋田県能代市鰄渕字一本柳27番地４
債務者　戸松　光子
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２５年（フ）第４４号
秋田県大仙市大曲西根字上寺野309番地
債務者　小松　和也
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２５年（フ）第４４号
山形県新庄市大字松本548番地の４
債務者　豊後　早苗
1　決定年月日時　平成26年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２５年（フ）第４５号
山形県新庄市大手町３番８号、前住所山形県新庄市沼田町５番33号
債務者　加藤ユキ子
1　決定年月日時　平成26年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２５年（フ）第４１９号
岐阜県山県市洞田322番地
債務者　村居ひとみ（旧姓正岡）
1　決定年月日時　平成26年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第４２６号
岐阜県関市千年町１丁目15番地１
債務者　河田　典子
1　決定年月日時　平成26年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第４７２号
岐阜市西野町７丁目北町３番地　アルファメゾン西野301号室
債務者　武井　敏彦
1　決定年月日時　平成26年１月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第２０３６号
名古屋市西区中小田井３丁目46番地の１　グランドハイツカトレア302号森永方、従前の住所愛知県北名古屋市高田寺屋敷516番地２　ファミールメゾンＢ201号
債務者　山下　康太
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２１９８号
愛知県長久手市蟹原401番地　ヴィラ長湫601号
債務者　江嵜　愼一
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２７６号
愛知県海部郡大治町大字西條字柳原97番地の11
債務者　髙橋　礼子
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４６０号
奈良県生駒郡三郷町立野南１丁目24番39号103号室
債務者　五十嵐基次
1　決定年月日時　平成26年１月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第４７８号
広島市佐伯区河内南１丁目10番22号
債務者　濵口　律子
1　決定年月日時　平成26年１月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月17日まで
広島地方裁判所民事第４部